

各種手当の申請はお済みですか

○児童手当

三歳未満の児童を養育している方は、児童手当が受けられます。

ただし、所得制限があります。

支給対象 一人目の子供から

支給期間 三歳の誕生日まで

支給金額

一・二人目月額

五、〇〇〇円

三人目から月額

一〇、〇〇〇円

※以前に申請し所得超過のため支給を受けられなかった方で、平成十一年中の所得が下がった方は、五月中に再度申請をしてください。手続きをしないと手当は受けられません。公務員の方は勤務先へお問い合わせください。

★平成十二年六月一日施行予定の児童手当制度の見直しについては、現行の三歳未満対象を義務教育就学前までとする改正案ですが、詳しくは法案成立後広報などによりお知らせします。

○児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している方は児童扶養手当が受けられます。

支給要件

手当は、次の要件を満たすときに母または養育者に対して支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した。
- ・父が死亡した。
- ・父が一定の障害状態にある。
- ・父の生死が明らかでない。

・父から引き続き一年以上遺棄されている。

・父が一年以上拘禁されている。

・未婚の母の子

・棄児

ただし、母、養育者または児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受け、それが出来るときなど、手当が支給されない要件もありますのでご注意ください。

所得制限

この手当は、所得制限があり、受給者などの所得状況により、全額支給、一部支給停止または全額支給停止に区分されています。

手当月額(平成12年度)

全額支給

四二、三七〇円

一部支給停止

二八、三五〇円

第二子加算額

五、〇〇〇円

第三子以降加算額

三、〇〇〇円

○特別児童扶養手当

在宅の心身障害児(二十歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方は特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件

手当は、障害程度により一・二級に分かれます。

一級該当

身体障害者手帳一・二級、療育手帳A程度

二級該当

身体障害者手帳三・四級、療育手帳B・1程度

所得制限

この手当は、所得制限があります。

手当月額(平成12年度)

一級

五一、五五〇円

二級

三四、三三〇円

○特別障害者手当など

○障害児福祉手当

身体または知的に、重度で永続する障害のため、日常生活において常時介護を要する在宅の二十歳未満の方で、特別児童扶養手当一級程度の障害と認められている方に支給されます。

○特別障害者手当

身体または知的に、重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の二十歳以上の方で、国民年金法の一級程度の障害が重複されると認められている方に支給されます。

児童手当

(申請・問合せ先)

市役所 市民生活課 国民年金担当

☎(43) 1111

内線 116・117

児童扶養手当

特別児童扶養手当

特別障害者手当など

(申請・問合せ先)

〒402-0051

都留市下谷2516-1

都留市保健福祉センター

いきいきプラザ都留内

市福祉事務所 社会福祉担当

☎(46) 5112

重度心身障害者医療費助成金請求の手続きについて

重度心身障害者医療費助成金の請求は、市役所内「在宅介護支援センター」または、「いきいきプラザ都留」内市福祉事務所で受け付けています。

郵送での請求は、下記の住所へお願いします。

申込・問合せ

〒402-0051 都留市下谷2516-1

都留市保健福祉センター いきいきプラザ都留内
市福祉事務所 社会福祉担当

☎(46) 5112